

令和6年3月29日

日本私立学校振興・共済事業団
東京臨海病院

職員の懲戒処分について

この度、日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院において、事務職員が不適正な事務処理を行っていたことが判明しました。

これは、日本私立学校振興・共済事業団医療施設職員就業規則第15条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）に抵触する行為であり、当事業団では、この事実を重く受け止め、当該職員を令和6年3月29日付けで懲戒処分（停職2月）といたしました。

今後もコンプライアンス遵守の観点から、職員教育の更なる徹底等を図り、再発防止に努めてまいります。